

【資料1】

EU等向け輸出牛肉に係る 動物用医薬品規則の変更に伴う対応 ～概要及び関係者への御協力をお願い～

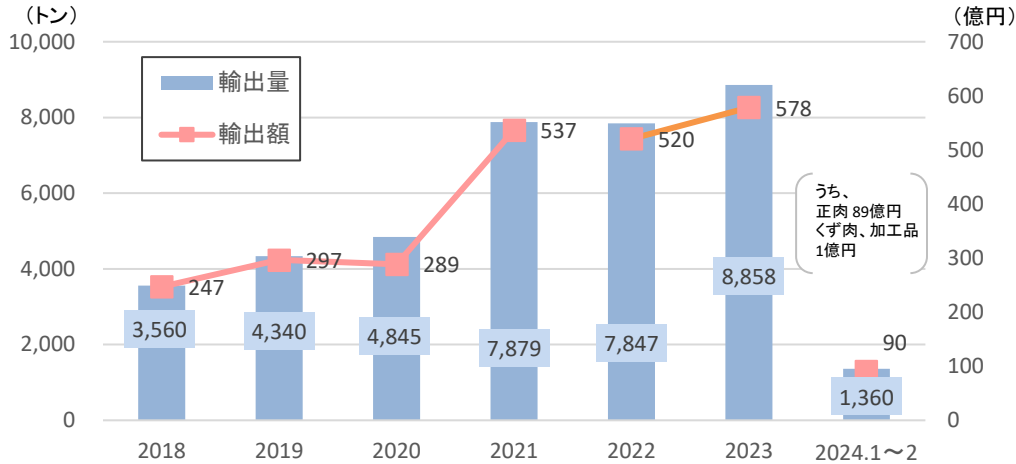
農林水産省 畜産局

食肉鶏卵課

2024年4月

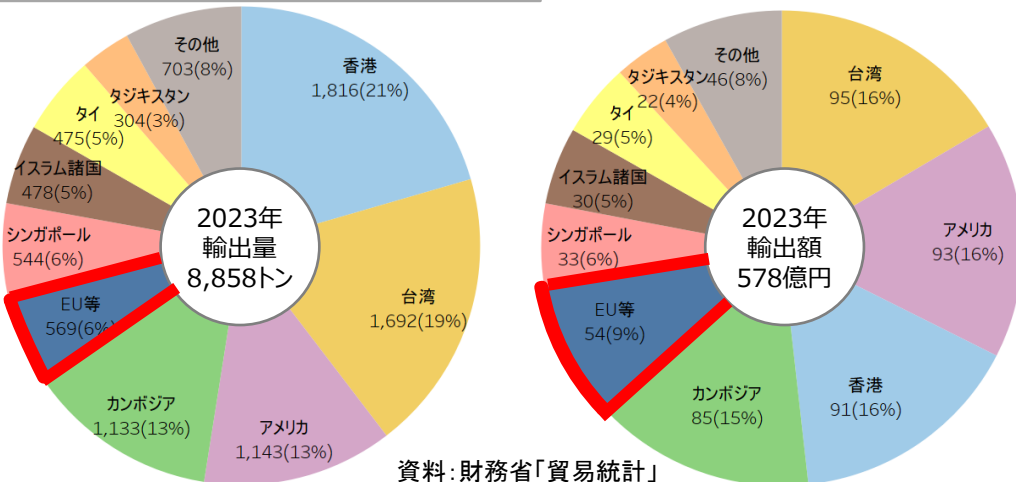
牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

牛肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標: 3,600億円
(2025年輸出目標: 1,600億円)

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、**EU**、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2024年3月28日現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	28	16	20	11	80	77

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

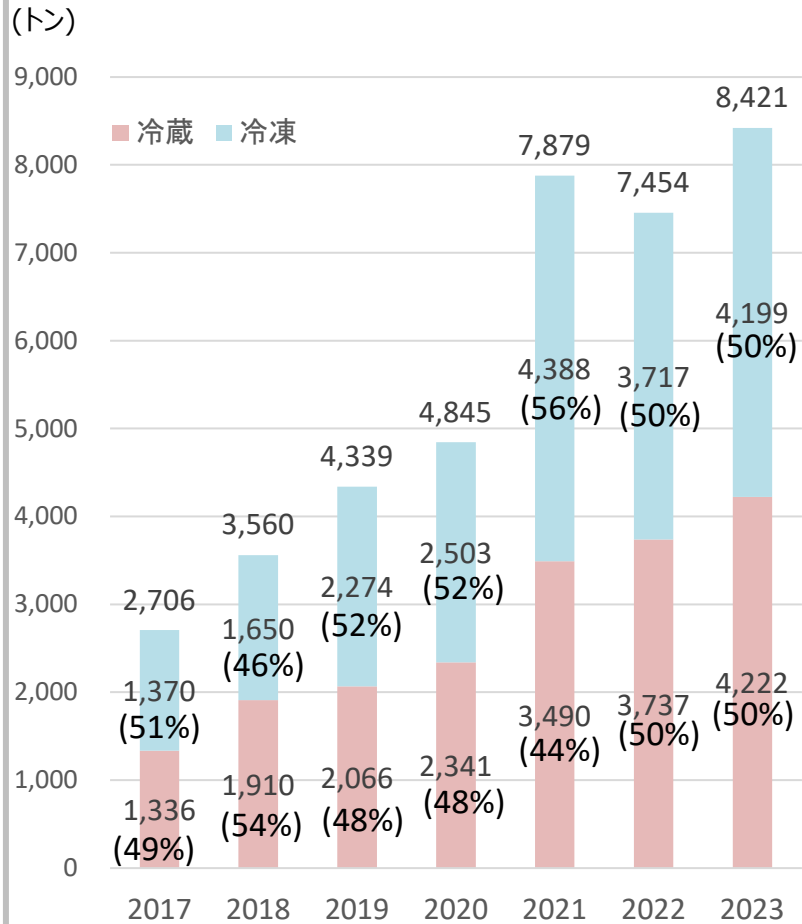
- オールジャパンでの和牛認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉、小割肉、食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化



冷蔵・冷凍牛肉の輸出割合

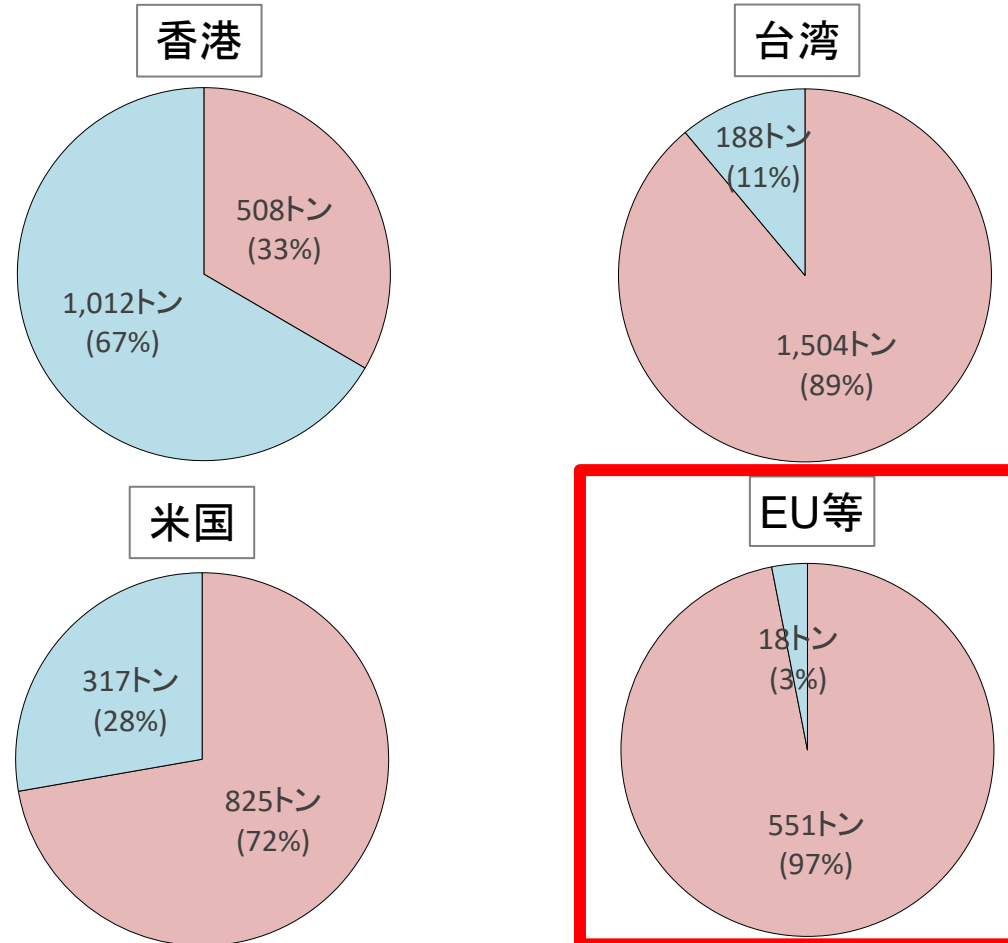
- ・2023年の輸出量のうち、冷凍牛肉の割合は50%。
- ・カンボジア、香港等のアジア向けは冷凍の割合が高く、欧米向けは冷蔵の割合が高い傾向。

冷蔵・冷凍牛肉（正肉）の年別推移



資料：財務省「貿易統計」

冷蔵・冷凍牛肉の国別割合（2023年）



米国・EUに輸出対応可能な食肉処理施設(牛肉)の配置について

対米国輸出施設：16施設
対EU輸出施設：11施設

令和6年2月末現在

● 対米国・EU輸出可能な施設
○ 対米国輸出可能な施設

- 対米国 ● 対EU とちぎ食肉センター
- 対米国 ● 対EU (株)群馬県食肉卸売市場
- 対米国 ● 対EU 飛騨食肉センター (岐阜県)
- 対米国 ● 対EU 京都市中央卸売市場第二市場
- 対米国 ● 対EU 和牛マスター食肉センター (兵庫県)
- 対米国 ● 対EU (株)ミヤチク 都農工場 (宮崎県)
- 対米国 ● 対EU (株)阿久根食肉流通センター (鹿児島県)
- 対米国 ● 対EU (株)ナンチク (鹿児島県)
- 対米国 ● 対EU サンキョーミート(株) (鹿児島県)
- 対米国 ● 対EU (株)JA食肉かごしま南薩工場
- 対米国 ● 対EU (株)北海道畜産公社十勝工場
十勝総合食肉流通センター(第3工場)

- 対米国 (株)いわちく
- 対米国 (株)大分県畜産公社
- 対米国 (株)熊本畜産流通センター
- 対米国 (株)ミヤチク 高崎工場 (宮崎県)
- 対米国 (一社)佐賀県畜産公社※
※今後EU向けの認定申請予定



- 施設整備後申請予定
- 対米国 ● 対EU 十和田ミートプラント
 - 対米国 大阪市中心卸売市場南港市場
 - 対米国 ● 対EU 北海道和牛マスター食肉センター

(参考) 主要な輸出国・地域別の牛肉の輸出施設認定状況

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	28	16	20	11	80	77


米国・EU・台湾向け牛肉輸出認定に必要な事項（一部抜粋）

	要求事項	EU	米国	台湾
施設基準	輸出可能な畜種以外の処理施設との分離	要 (完全に区画)	要 (完全に区画)	要 (ゾーニング、時間区分管理等も可能)
	懸垂放血（ドライランディングゾーンの設置）	要	要	—
	懸垂レールの高さ	放血：4.9m以上 解体：3.4m以上	放血：4.9m以上 解体：3.4m以上	—
衛生管理	HACCP方式の衛生管理	要	要	要
	食肉処理施設の室温	12℃以下	10℃以下 (15℃以下かつ5時間毎に器具の洗浄消毒でも可)	15℃以下
	必須の微生物検査	一般生菌数 腸内細菌科菌群 サルモネラ	大腸菌 STEC（腸管出血性大腸菌） サルモネラ	—
	残留物質モニタリング	要	要	—
アニマルウェルフェア	モニタリングの実施・記録	要	—	—
	けい留中の給餌	12時間以上で要	24時間以上で要	—
	鼻環牽引	不可	不可	—
その他	フードチェーン情報管理	要	—	—

資料:「食肉輸出施設認定に関する手引書」((公財)食肉生産技術開発センター)

EUの新たな動物用医薬品規則の概要

- ・ 感染症治療薬である抗菌性物質の不適切な使用等により、抗菌性物質への耐性を獲得した細菌（薬剤耐性菌）が、近年、感染症対策上の重大な問題であるとして国際的に関心が高まっている。
- ・ 2022年1月、EUは薬剤耐性菌対策を強化するため、EU域内へ輸入される畜水産物に対し、生産時の抗菌性物質使用を制限する規則を制定。 **第三国に適用されるのは2026年9月3日。**
- ・ 本規則において、
 - ①人医療に使用が限定される抗菌剤リスト（※EUが制定しているリスト）に掲載されている動物用医薬品が使用されていない
 - ②成長促進目的での抗菌剤の投与を行っていないことが証明された畜水産物のみがEUへの輸入が認められることとなる旨が規定。

 日本では、ホスホマイシンが、本規則による規制の対象となることから、EU及びノルウェー（以下「EU等」という。）向けに輸出される牛肉の由来となる牛において、出生からと畜までの間、ホスホマイシンが使用されていないことを確認・証明の上、輸出を行う必要。

（参考）ホスホマイシンとは？

- ・ 家畜では主に子牛の肺炎・下痢症の治療薬として承認。
- ・ 全国での販売量は、牛に販売される抗菌剤全体の0.2%（2022年実績）であり、代替薬及びワクチンも存在。このため、ホスホマイシンが使用できなくなることに對するEU等向け輸出牛肉関連農家への影響は限定的。

(参考)ホスホマイシンの代替薬一覧

1. ワクチン

	パスツレラ性肺炎	大腸菌性下痢症	サルモネラ症
牛	1 製剤 （“京都微研”キャトルバクト3）	3 製剤 （“京都微研”牛下痢5種混合不活化ワクチン、同II、牛用大腸菌ワクチン〔imocolibov®〕）	2 製剤 （牛サルモネラ2価ワクチン、ポビリスS）

2. 代替抗菌剤

① パスツレラ性肺炎：19成分

アモキシシリン	アンピシリン	ベンジルペニシリンプロカイン	セファゾリン
セフキノム	セフチオフル	カナマイシン	ガミスロマイシン
チルミコシン	ツラスロマイシン	オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン
エンロフロキサシン	オルビフロキサシン	マルボフロキサシン	ダノフロキサシン
フロルフェニコール	チアンフェニコール	スルファモノメトキシシン/オルメトプリム	

② 大腸菌性下痢症：13成分

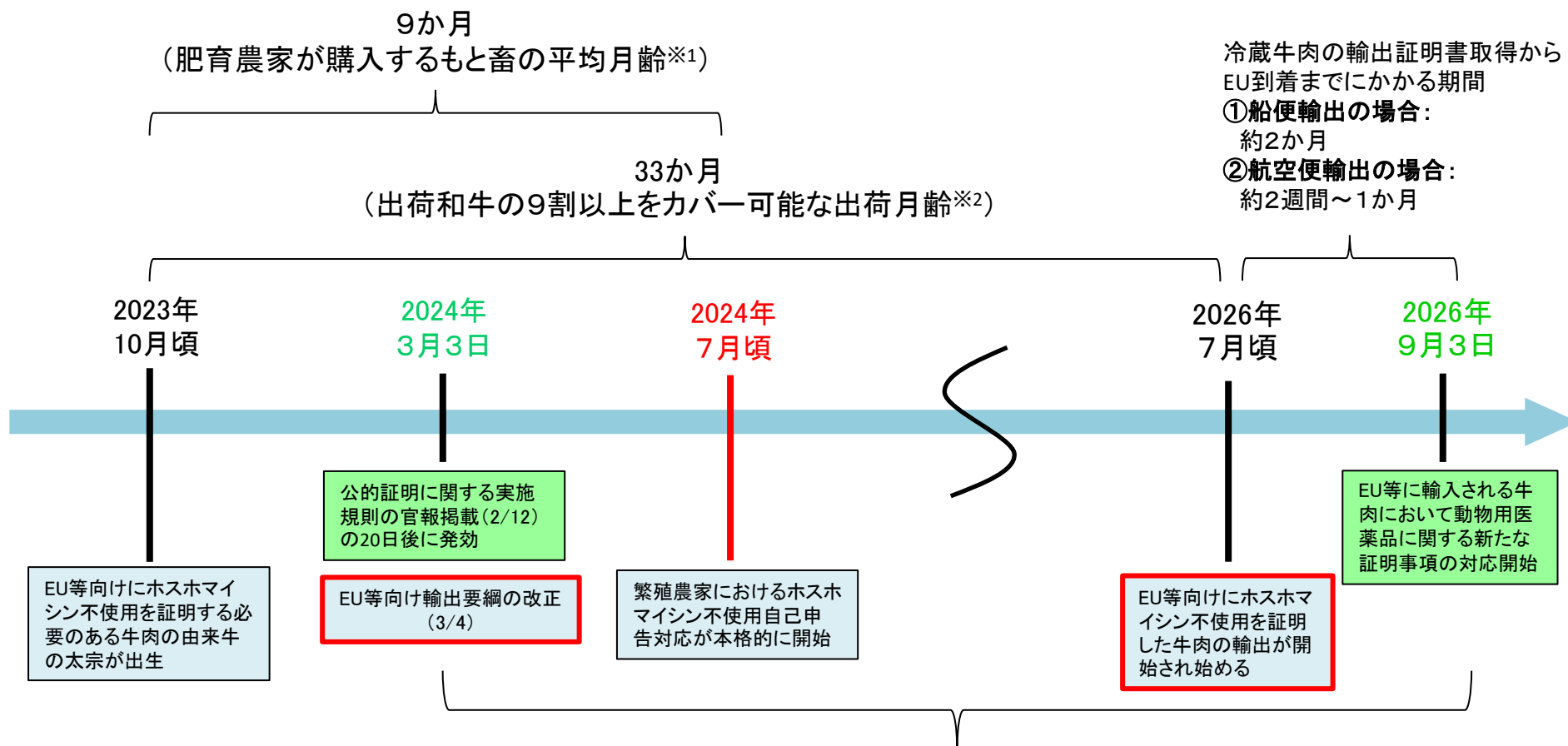
アモキシシリン	アンピシリン	セファゾリン	オキシテトラサイクリン
クロルテトラサイクリン	オルビフロキサシン	エンロフロキサシン	オキシソリン酸
ゲンタマイシン	カナマイシン	ストレプトマイシン	ビコザマイシン
コリスチン			

③ サルモネラ症：10成分

アンピシリン	セファゾリン	オキシテトラサイクリン	クロルテトラサイクリン
オキシソリン酸	ゲンタマイシン	カナマイシン	ストレプトマイシン
ビコザマイシン	コリスチン		

EUの新たな動物用医薬品規則への対応スケジュール

2026年7月頃以降にEU等に輸出される牛の一部は、既に繁殖農家で出生されているため、当該牛についてはホスホマイシン不使用申告が必要！！



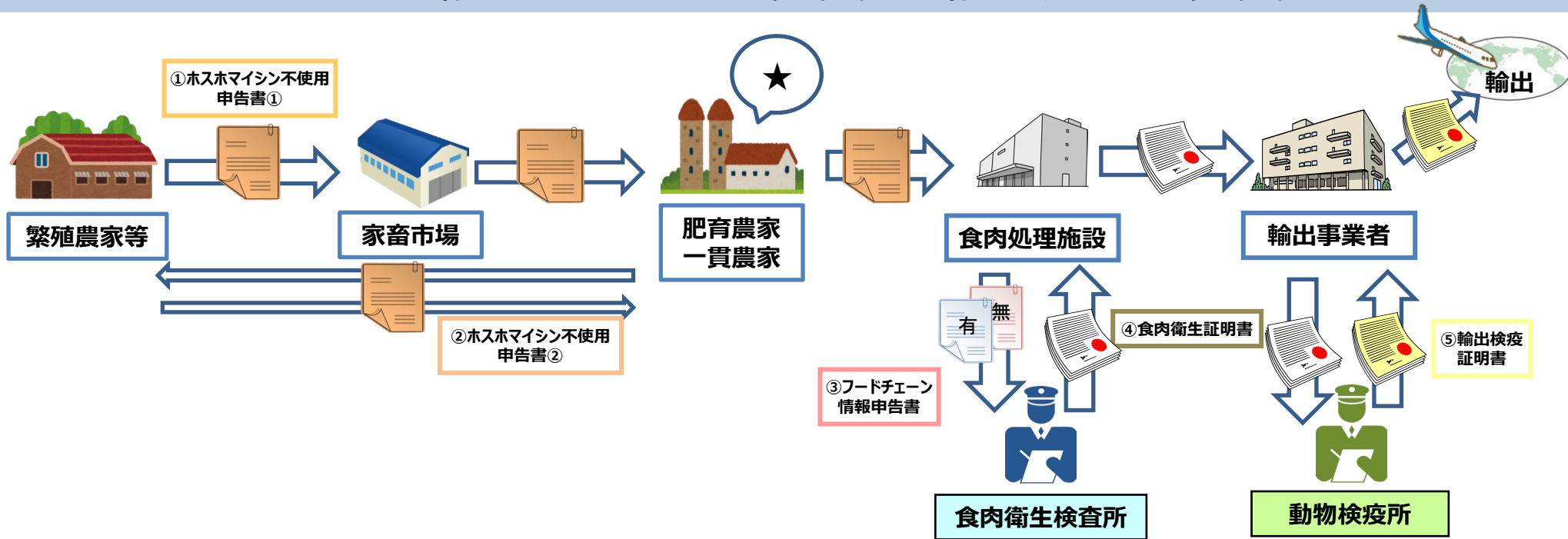
<出典>

※1:「農業経営統計調査(畜産物生産費)」(農林水産省)

※2:「牛個体識別全国データベース」((独)家畜改良センター)

30ヶ月の移行期間

EU等向け輸出スキームの変更点(輸出要綱の変更点)



○2024年3月4日に輸出要綱を改正。

○輸出要綱の改正内容は以下のとおり。

①フードチェーン情報申告書において、ホスホマイシン使用歴の欄（あり/なし/未確認）を追加。

②食肉衛生証明書において、フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されているか否かのチェック欄を追加。

③EU等向け輸出施設への出荷農家（★）は、自農場で出生・育成していない牛をEU向け牛肉候補牛として出荷する場合、当該牛が飼養された農場全てにおいてホスホマイシンが不使用であることを確認し、フードチェーン情報申告書の申請者に申告する旨を規定。
申請者はフードチェーン情報申告書において、当該牛がホスホマイシンを使用していない旨の申告欄にチェックする。

EU等向け輸出スキームの変更点(ホスホマイシンの不使用に係る根拠書類)

- フードチェーン情報申告書にホスホマイシン使用歴の欄を追加（赤枠）。
- 2026年9月3日以降にEU等において通関される牛肉は、ホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。なお、それより前に通関される牛肉については、ホスホマイシン使用歴の確認は必須ではないため、「未確認」又は「あり」にチェックいただいても輸出可能。

表

③フードチェーン情報申告書

裏

(別紙様式6-1 フードチェーン情報申告書(牛))

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあつてはその名称、所在地及び代表者氏名

フ ォ ー ド チ ェ ー ン 情 報 申 告 書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。
また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を行っています。

認定と畜場等 名称： 所在地：	生産農場 名称： 所在地： 代表者氏名： (署名)
認定と畜場等への搬入予定日	生産農場からの出荷日

個体識別番号	病歴	動物医薬品の使用	出生からと畜までのホスホマイシン使用歴 ^(注)	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にてありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

生産農場における関連情報

(注) 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。

記

「輸送車両及び輸送方法の要件」

- 1 動物が脱走や落下しない構造である。
- 2 動物が係留されている場所を目視確認できる。
- 3 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限となっている。
- 4 動物の積み込み前に、農林水産大臣の承認を受けた消毒薬を用い、洗浄及び消毒されている。
- 5 直近3カ月以内に日本以外で飼養された牛と混合又は接触を防止する方法により輸送されている。

農家向けパンフレット

繁殖農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

- ① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認
- ② 申告書(裏面)の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(裏面)を提出。



対応2 肥育農家から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の販売後、肥育農家からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(裏面)を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご協力をお願いします。

酪農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

- ① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認
- ② 申告書(裏面)の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(裏面)を提出。



対応2 子牛出荷先農家(育成農家等)から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の販売後、子牛出荷先農家からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(裏面)を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご協力をお願いします。

EU等向け輸出関係事業者のみなさまにお願いしたいこと

- ・繁殖農家においては初めての輸出対応になり、ホスホマイシンは獣医師の指示なしでは使用できない医薬品であることから、獣医師がホスホマイシンの使用有無を把握している場合もある。
- ・家畜市場の対応においては、EU等向けに輸出される牛はごく一部であり、市場に出荷される牛全てでホスホマイシン不使用の自己申告をさせることのデメリットが大きいことから、市場ごとに対応が異なってくる見込み。
- ・これらの事情等を踏まえ、以下のことについて検討をお願いしたい。

(1) EU等向け輸出牛の調達先における対応の検討・調達ルートの整備

- ・EU等向けには出生してからと畜されるまでホスホマイシンが使用されていないことが確認できる牛肉しか輸出ができない。
- ・一貫農家であれば、ホスホマイシン不使用の確認が比較的簡便に済むと思料。また、繁殖農家におけるホスホマイシン不使用の自己申告対応について、上述の理由により特に対応開始当初はすべからく対応を行うことは困難である見込み。

★EU等向け輸出牛出荷農家とも相談の上、ホスホマイシン不使用証明が可能なルートを模索いただき、2026年9月3日以降に通関する製品の輸出に向けてEU等向け輸出牛の調達をどのように行うかを整備願いたい。

(2) ホスホマイシン不使用対応の開始時期の検討・決定

- ・輸出事業者により輸送形態の違い等から日本から荷が出発するタイミングが異なること、更に肥育農家の子牛導入月齢や肥育期間が異なること、事業者により対応の準備に係る時間が異なること等が想定されることから、一元的にホスホマイシン不使用申告の対応開始日を定めることが困難。

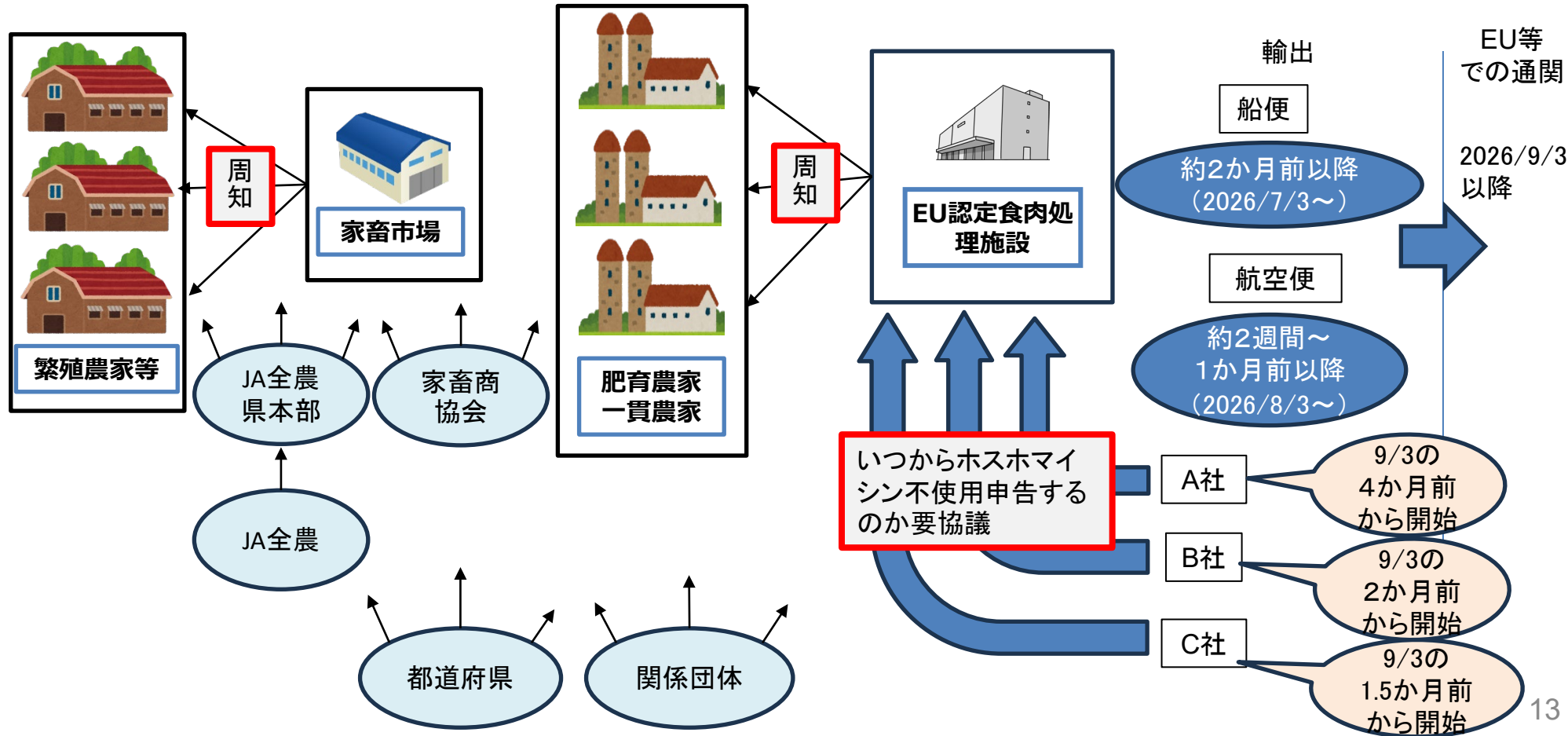
★EU等向け輸出牛出荷農家によるホスホマイシン不使用申告の開始時期について、輸出事業者及びEU向け認定と畜場において協議の上決定し、EU向け輸出牛出荷農家に周知願いたい。

EU等向け輸出関係事業者のみなさまにお願いしたいこと

(3) 冷凍品輸出の調整

・EU等向けに輸出される牛肉は、97%が冷蔵品、3%が冷凍品(2023年実績)と、冷蔵品が太宗を占めており、冷凍品を輸出する場合、食肉衛生証明書発行後6~9か月程度保管ののち輸出するケースもある。

★冷凍品の輸出に合わせてホスホマイシン不使用申告対応を早期に開始することは、対応を行う関係者も多岐にわたり、困難である可能性が見込まれることから、冷凍品輸出は可能な限り規則適用日(2026年9月3日)より前にEU側で通関が切れるように対応するなど、輸出時期の調整について検討願いたい。



周知先・方法



<周知方法>

- ・説明会の実施
- ・輸出要綱の改正に合わせて通知文を発出
- ・農家向けパンフレットの作成

農水省からの周知先 都道府県庁

<EU等向け輸出関係者>
日本畜産物輸出促進協会
EU等向け輸出事業者
EU等向け輸出認定施設

<家畜市場関係団体>
全国農業協同組合連合会
家畜商協会
家畜市場開設者

<獣医関係団体>
日本獣医師会
全国農業共済協会

<生産者団体>
中央畜産会
中央酪農会議
全国酪農業協同組合連合会

<その他>
動物用医薬品メーカー
(ホスホマイシン製造メーカー)

更なる周知を依頼したい先

EU等向け輸出牛出荷農家
(肥育農家、一貫農家)

繁殖農家

各地域の家畜市場

各地域のNOSAI
各地域の獣医師会会員
大動物診療獣医師

限られた組織からの周知ではカバーされる範囲が小さいため、
様々な組織・手段を通じて周知を実施する必要。

良い周知の機会がございます場合は、
ぜひ当課からも説明を行いますので、
ご教示いただけますと幸いです。

【資料 2】

E U 向け輸出牛肉に係る 動物用医薬品規則の変更に伴う対応

～ 食肉衛生証明書の発行 ～

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課

要綱改正の概要

英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱

改正日：2024年3月4日

主な改正内容：

4 輸出要件

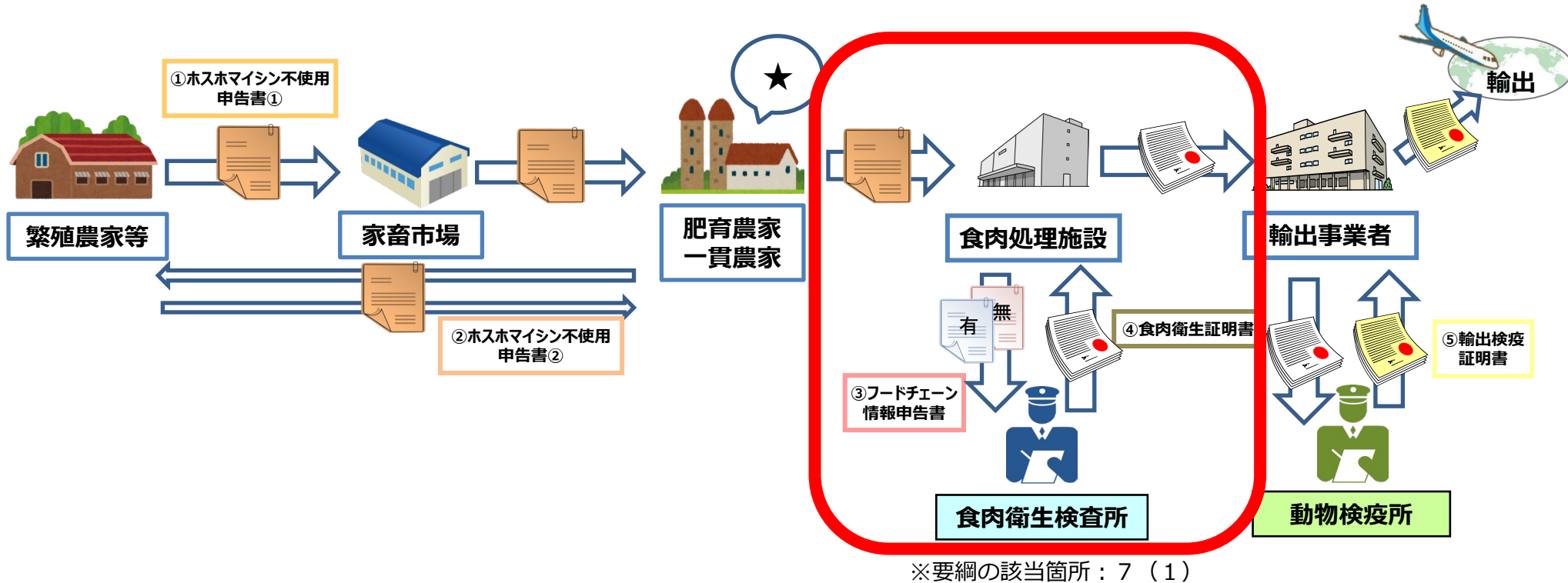
(2) 生産農場

① E U等向け輸出牛肉の由来する生産農場

カ 第三国からE Uに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する委員会委任規則第2023/905号が適用される2026年9月3日以降にE U及びノルウェーにおいて通関される牛肉の由来する牛においては、同規則を遵守していること。特に、生まれてからと畜されるまでの間にホスホン酸誘導体（ホスホマイシンの水和物及び塩類を有効成分とする製剤。以下「ホスホマイシン」という。）を使用していないこと。

キ 認定と畜場等に、2026年9月3日以降にE U及びノルウェーにおいて通関される予定の牛肉の由来する牛を出荷する場合、農場は、当該牛が飼養された農場全てにおけるホスホマイシンの使用有無について申告書等により確認の上、当該牛が生まれてから認定と畜場等に出荷されるまでの間のホスホマイシン使用歴について別紙様式6-1の申請者等に申告すること。

2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点



<2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉について>

1. 食肉衛生検査所への検査申請

ホスホマイシン不使用申告書をもとにフードチェーン情報申告書を作成。また、食肉衛生証明書発行申請書の「フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている」ことのチェック欄に✓印を付し、食肉衛生証明書の発行を申請する。申請時にはフードチェーン情報申告書を添付する。

2. 食肉衛生証明書の発行

食肉衛生検査所は、ホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されていることを確認し、食肉衛生証明書の証明事項16) のチェック欄に✓印を付して発行する

2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通過する牛肉の輸出スキームの変更点

1. 食肉衛生検査所への検査申請

別紙様式 6 - 1
フードチェーン情報申告書 (牛) 1 頁目

別紙様式 7 - 1
食肉衛生証明書発行申請書様式 (牛肉) 2 頁目

(別紙様式 6 - 1 フードチェーン情報申告書 (牛))

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあつてはその名称、所在地及び代表者氏名

フ ォ ー ド チ ェ ー ン 情 報 申 告 書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。
また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を行っています。

認定と畜場等 名称： 所在地：	生産農場 名称： 所在地： 代表者氏名： (署名)																								
認定と畜場等への搬入予定日	生産農場からの出荷日																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>個体識別番号</th> <th>病歴</th> <th>動物医薬品の使用</th> <th>出生からと畜までのホスホマイシン使用歴^(注)</th> <th>診断目的で採取・分析された結果</th> <th>備考 ※左記にありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>未確認</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>未確認</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>未確認</td> <td><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	個体識別番号	病歴	動物医薬品の使用	出生からと畜までのホスホマイシン使用歴 ^(注)	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
個体識別番号	病歴	動物医薬品の使用	出生からと畜までのホスホマイシン使用歴 ^(注)	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。																				
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし																					
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし																					
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし																					
生産農場における関連情報																									

(注) 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通過される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。

ホスホマイシンの
使用歴がない旨の
✓を付して申請

2026年9月3日より前にEU
及びノルウェーを通過する場合

・別紙様式 6 - 1 におけるホスホマイシン使用歴「なし」へのチェックは必須でなく、「あり」又は「未確認」も可

・別紙様式 7 - 1 のチェック欄への✓は必須ではない

食肉処理施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	加工年月日	
輸送温度	<input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	
ロット番号/Batch No.		
合計梱包の数 (数量・単位)		
合計正味重量 (Net weight)		
合計総重量 (Gross weight)	Kg	
個体識別番号	Kg	
証明事項 ※2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通過される牛肉については、ホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。	<input type="checkbox"/> フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている。(※)	

- 2 証明書の交付 (受領場所)
- 郵送等による受領を希望
- 手交による受領を希望



2026年9月3日以降にEU及びノルウェーを通関する牛肉の輸出スキームの変更点

2. 食肉衛生証明書の発行

別紙様式 7 - 3 食肉衛生証明書様式 (牛肉)

(別紙様式 7 - 3 食肉衛生証明書様式 (牛肉))

E U等向け牛肉衛生証明書

証明書番号:

証明日:

I. 積荷の詳細

包装数	総重量及び実重量	牛の個体識別番号
荷送人	荷送人住所・所在国 (ISOコード)	
荷受人	荷受人住所・所在国 (ISOコード)	
パッチナンバー (ロットナンバー)		

II. 製品製造施設

施設名称	施設番号	所在地
(と畜場)		
(食肉処理施設)		

以下の内容を証明します:

- 1) 牛肉を処理した施設は、一般衛生要求及び規則第 852/2004 号第 5 条に従った HACCP 指針に基づくプログラムを実行しており、当局による定期的な査察を受け、EU 認定施設としてリストに掲載されている。
- 2) 牛肉は規則第 853/2004 号附則 3 セクション 1 に従って生産されたものである。
- 3) 牛肉は規則第 2019/627 号第 8 条から第 19 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条及び第 38 条並びに規則第 2019/624 号第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条に従った生体検査及びとさつ後検査を通じて、人の消費に適するものとみなされたものである。
- 4) 牛肉の包装には規則第 853/2004 号附則 2 セクション 1 に従って識別マークが押されている。
- 5) 牛肉は食品の微生物学的基準に関する規則第 2073/2005 号に定められた関連基準を満たしている。
- 6) 指令第 96/23/EC 号、特に同指令第 29 条に従って提出された残留物質モニタリング計画による生体牛及び牛由来製品に関する保証が履行され、委員会決定第 2011/163 号において、日本画が承認されている。
- 7) 牛肉は規則第 396/2005 号の農業の最大残留基準値及び規則第 1881/2006 号の汚染物質基準値を満たす要件で製造されている。
- 8) 牛肉は規則第 853/2004 号附則 3 セクション 1 及び 5 の関連要件に従って保管及び輸送されている。
- 9) 牛肉は機械的回収肉を含まず、原料としていない。
- 10) 牛肉は日本において生まれ、継続して飼養され、と畜された牛、又はと畜前から起原日本において飼養され、日本においてと畜された牛から生産されたものである。
- 11) 牛肉はと畜場においてとさつ前 24 時間以内に生体検査に合格し、特に牛疫及び口蹄疫に罹患している兆候がない動物から生産されたものである。
- 12) 牛肉は上記の証明事項を満たさない食肉と接触することなく取扱われたものである。
- 13) 牛肉が由来する牛は、以下の要件を満たす車両によって、農場からと畜場へ輸送されたものである。
 - (i) 動物が脱走や落下しない構造
 - (ii) 動物が保留されている場所を目視確認できる
 - (iii) 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限になっている
 - (iv) 積み込み前に、当局が承認した消毒剤により、洗浄及び消毒され、直近 3 か月以内に日本以外で飼養された牛と混合又は接触を防止されている。
- 14) 牛肉が由来する牛は、日本以外の国/地域/ゾーンを経由せず農場からと畜場へ輸送され、とさつ時に衛生状態が低い動物と接触していない。
- 15) 牛肉はと畜場においてとさつ前及びとさつ時に EU 法令の動物福祉関連規則に従って取り扱われた動物由来である。
- 16) 該当する場合に✓印を付すこと。
 フードチェーン情報申告書にホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されている。
- 17) フォンブンド又はベクエーゲン向けに輸出する場合、規則第 853/2004 号の実施に関連する規則第 1688/2005 号のサルモネラ属菌に関する特別保証が履行されている

ホスホマイシンの使用歴がない旨が申告されてることを確認し、✓印を付して発行

2026年9月3日より前にEU及びノルウェーを通関する場合、当該チェック欄への✓は必須ではない

と畜年月日:

製造年月日:

輸送温度: 冷蔵 冷凍

署名:

指名検査員氏名:

所属及び役職:

都道府県等:

新旧様式の取り扱いについて

- 別紙様式6-1、別紙様式7-1及び別紙様式7-3の切り替えに移行期間を設け、本日から令和6年9月2日までは、旧様式又は新様式のいずれであっても使用可能とすること。令和6年9月3日以降は、新様式のみを使用すること。
 (令和6年3月4日付け厚生発 0304 第4号・5輸国第 4559 号『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程』の一部改正について)

